

# 植物お持ち帰りルート

日本に植物を持ち込む際の条件と手続きの流れをご案内します。検疫に関する規律の道を辿り、旅先から植物を持って帰ろう。

## スタート！

果物・花・豆・コメ・香辛料・漢方薬などの植物を持っている

はい  
いいえ

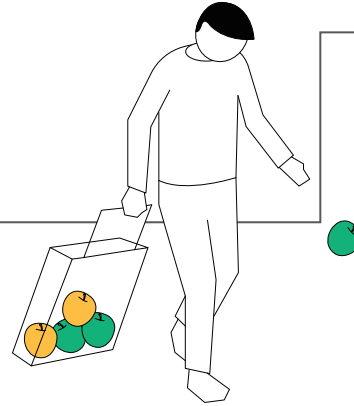


一覧から地域を選んで確認したところ、持ち込むことができない**輸入禁止品**に当てはまった



旅行者用簡易検索情報  
持ち込みたい植物を簡単にチェック！

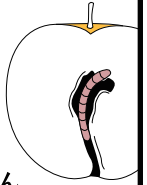
はい  
いいえ



## × 輸入禁止品！

輸入禁止品を日本に持ち込むことはできません。  
**日本未発生で世界的に被害が大きい病害虫が発生している国や地域**から、特定の植物を持ち込むことは禁止されています。

※法律で指定された病害虫そのものや、土も輸入禁止品です。  
※違反した場合は3年以下の懲役、または100万円以下の罰金が課せられる場合があります。



## ！確認

- ✓ 輸入検査を受けなくてはならない？
- ✓ 検査証明書は必要？

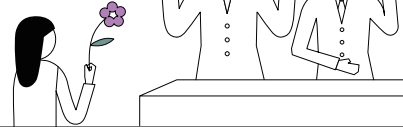


輸入検査の対象とならない植物について

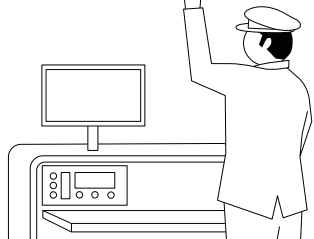


検査証明書の要否について

ご不明な点があれば植物防疫所にご相談ください



そのまま税関検査へお進みください



輸入検査が必要な植物に当てはまった



はい  
いいえ

検査証明書が必要な植物に当てはまった



はい  
いいえ

検査証明書を持っている



はい  
いいえ

輸入検査を受けて病害虫が発見された



はい  
いいえ

## × 持ち込み不可！

検査証明書が添付されていない植物は、日本に持ち込むことができません。次回は、**輸出国で証明書を取得して**から日本に入国してください。

検査で病害虫が発見された場合は、持ち込むことができません。

## ○ 輸入可能！

検疫を経て日本に持ち帰ることができました。お疲れさまでした！

## ○ 検査不要！

家具や製茶のように**高度に加工されたもの**、**小売用の容器に密封されているもの**などは、検疫の対象なりません。

